

日 薬 業 発 第 281 号

平成 30 年 10 月 31 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 森 昌平

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の支払い猶予期間が本年 12 月末までに変更となったことについては、平成 30 年 10 月 25 日付け日薬業発第 273 号他にてお知せしたところですが、今般、共済組合については猶予期間を平成 31 年 2 月末までに延長とする要請がございました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<抄>

事 務 連 絡

平成30年10月30日

日本医師会 }  
日本歯科医師会 } 御中  
日本薬剤師会 }

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

（添付書類）

- 平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

事 務 連 絡

平成30年10月30日

地方職員共済組合  
(地共済事務局扱い)  
東京都職員共済組合  
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて(要請)

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、平成30年7月12日付け事務連絡「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について(要請)」において、7月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、10月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては平成30年11月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、10月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、平成31年2月末まで引き続き延長していただきたいこと。